

総社市農業集落排水事業費特別会計条例及び総社市公共下水道事業費特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第47号

総社市農業集落排水事業費特別会計条例及び総社市公共下水道事業費特別会計条例を廃止する条例

総社市農業集落排水事業費特別会計条例（平成17年総社市条例第48号）及び総社市公共下水道事業費特別会計条例（平成17年総社市条例第52号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 総社市農業集落排水事業費特別会計及び総社市公共下水道事業費特別会計の令和元年度分の歳入歳出及び決算については、なお従前の例による。